事例No.	2905
公表年度	R5
団体の属性	都道府県
団体名	新潟県

事例区分	行政改革

タグ	・消防・防災 ・組織改革

事例種類	消防・防災

事例内容・タイトル

新潟県説明資料 ～災害対応業務の標準化・「チームにいがた」の取組～

出典

今後発生が想定される南海トラフ地震発生時の応援職員派遣に係るアクションプラン策定のためのワーキンググループ（第4回）

南海トラフ地震発生時の応援職員派遣に係るアクションプラン策定のためのWG（第４回）

新潟県説明資料

～災害対応業務の標準化・「チームにいがた」の取組～

新潟県
NIIGATA PREFECTURE

令和５年１１月２０日（月）
新潟県防災局防災企画課

1　災害対応業務の標準化

－積極的な被災自治体業務への支援とその準備－

2　「チームにいがた」相互応援協定

－県と市町村一体となった応援体制－

3　活動内容（R4.8月新潟県北部豪雨）

－昨年度の現地での「チームにいがた」活動状況－

チーム にいがた since 2008

新潟県 NIIGATA PREFECTURE

（1）背景（被災の経験）

■たび重なった大規模災害の経験

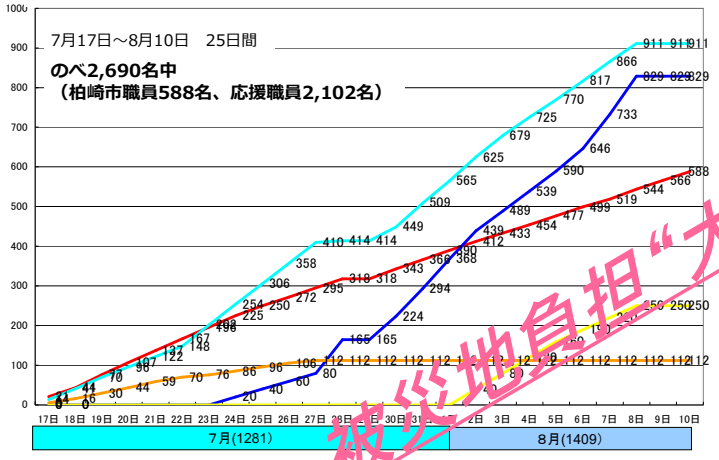
○　平成16年　新潟県中越地震、7.13新潟豪雨
○　平成19年　新潟県中越沖地震
○　平成23年　東日本大震災での支援活動、避難の受入れ



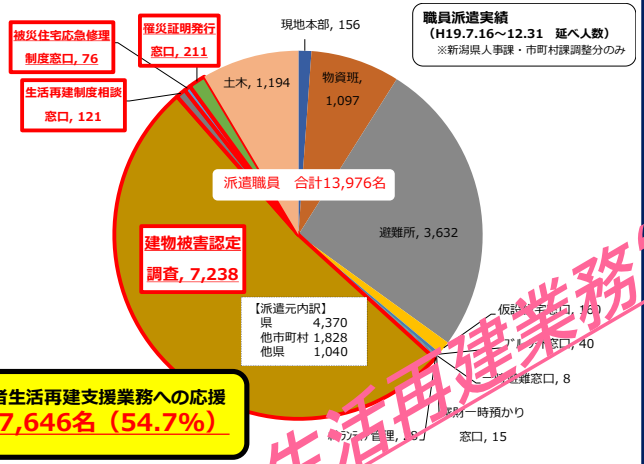
■災害時に被災自治体が直面する課題

① **業務量が膨大となり、被災市町村のマンパワーの限界を超える**
② 発災時に**何を行えばよいか分からない**
　－　業務の内容、作業手順、所要時間、必要人員等が見えない
　－　既存のマニュアルが抽象的、実態を踏まえておらず実効性に乏しい
③ 業務の全体像が見えないため**手戻りが発生**
④ 他の自治体からの**応援職員を的確に活用できない**

【中越沖地震における建物被害認定調査・外観目視における実施主体】



【中越沖地震における柏崎市への応援職員数】



被災地負担“大”

生活再建業務“大”





（２）業務標準化の必要性

災害時に被災自治体が直面する課題

●業務量が膨大となり、被災市町村のマンパワーの限界を超える
●発災時に何を行えばよいか分からない
●業務の全体像が見えないため手戻りが発生
●受援が必須となるが、応援職員を的確に活用できない

生活再建支援業務を「標準化」する

※標準化とは？
一定のメンバーの合意を得て規格（仕様書）を制定し、当該規格を普及する行為。
（経済産業省）

標準化に向けた３つの取組

■取組１：ノウハウの整理　―業務のガイドラインの整理―
⇒災害対応経験のある県・市町村職員による、
ワーキングチームを設置し、過去の災害の振り返りと業務の手順を検討

■取組２：業務の体制づくり　―システムツールの導入と応援体制の整備―
⇒県と市町村による協議会を立ちあげ、業務効率化のためのシステムツールの導入と応援体制の枠組み作りを検討

■取組３：経験値の蓄積
⇒県外の被災地へ積極的に支援に出向き、業務の経験値を蓄積

（３）-標準化①-　ノウハウの整理（ガイドライン作成）

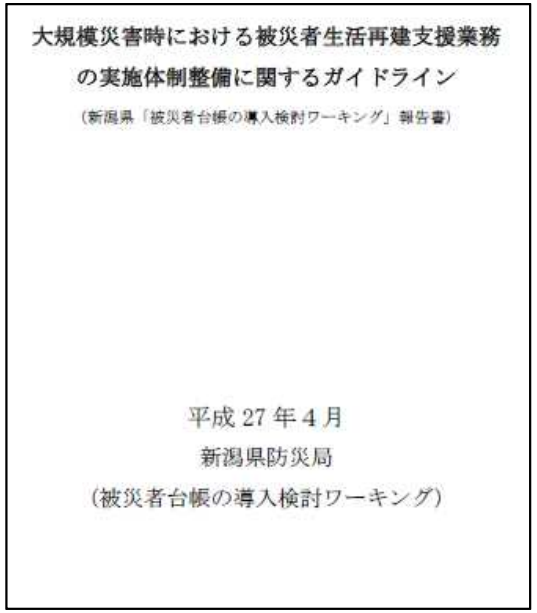
新潟県

資料1（新潟県）

○　県と市町村との合同ワーキングチームにより、ガイドラインを策定。

○　生活再建支援業務全体の標準化の観点から、被害認定調査や罹災証明書交付業務に係る**業務フロー等を整理**。

○　中越地震や中越沖地震等の対応の際に、県内自治体が苦慮した体験などの事例も併せて盛り込んでいる。


大規模災害時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン

（新潟県「被災者台帳の導入検討ワーキング」報告書）

平成 27 年 4 月

新潟県防災局

（被災者台帳の導入検討ワーキング）

https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/bosaikikaku/1356843468893.html







（４）-標準化②-　システムツールの導入

被災者生活再建支援システム（平成29年）

大規模災害時における被災者支援を適切かつ漏れなく行うとともに、**応援・受援双方の職員負担軽減等を図るため**に県と24市町村で共同導入。

できること

- 生活再建支援業務の各ステップを**一元的にマネジメント管理。**
- **タブレット端末**等を用いた被害認定調査のデジタル化。
- **地図情報の結合**による罹災証発行。

⇒業務の確実性・効率性が大きく向上。





▶タブレット端末を利用した被害認定調査システム（調査結果のデータ整理を大きく省力化）



▶罹災証明書の交付画面（共通キーのない住基・家屋・調査結果を地図データ上で結び付け・瞬時に交付）

（５）-標準化③-　経験値の蓄積とノウハウ継承

新潟県

○　「チームにいがた」を含めて、**これまで11の被災地支援**を実施。

○　蓄積してきたノウハウと市町村との連携体制により、スピーディな被害認定調査・罹災証明書の交付により、迅速な被災者支援を実現。

○　年々、市町村の意識も高まり、より大きな規模で活動できている。

実施年	災　害	応援先	業　務	参加団体等
平成25年	**台風**18号	**京都府** 福知山市	家屋被害認定調査	３市６名、県２名
平成26年	**豪雨**被害	**京都府** 福知山市	家屋被害認定調査事務局支援等	８市13名、県２名
平成28年	熊本**地震**	**熊本県** 県内市町村	被災者生活再建支援全般	９市54名、県41名
平成30年	西日本**豪雨**	**岡山県** 倉敷市	家屋被害認定調査	15市町31名、県８名
〃	北海道胆振東部**地震**	**北海道** 安平町	被災者生活再建支援全般	22市町81名、県19名
令和元年	山形県沖**地震**	新潟県 **村上市**	家屋被害認定調査、罹災証明書交付	16市町村16名、県４名
〃	**台風**19号 （令和元年東日本台風）	**福島県** 郡山市	家屋被害認定調査、罹災証明書交付	27市町村81名、県15名
令和４年	福島県沖**地震**	**福島県** 新地町	家屋被害認定調査	24市町村111名、県28名
〃	令和４年８月 **豪雨**	新潟県 **村上市・関川村**	家屋被害認定調査、罹災証明書交付、避難所運営	24市町村276名、県15名、県外（福島県）15名
令和５年	７月15日からの**豪雨**被害	**秋田県** 秋田市	家屋被害認定調査	４市12名、県6名











参考：新潟県の広域応援協定

新潟県

ブロック単位

近隣県

＜全国知事会（北海道・東北８道県協定）＞

【カバーブロック】
北海道・東北ブロック　⇔　関東ブロック

【ブロック内】
＜カバー県＞
新潟県　⇔　福島県

県内災害（受援）	県外災害（応援）
第１位：福島県	**第１位：福島県**
第２位：山形県	第２位：山形県
第３位：宮城県	第３位：秋田県

＜群馬・埼玉・新潟３県＞
「群馬県、埼玉県、新潟県の災害時相互応援及び防災協力に関する協定」（H25.1月締結）
※連絡員派遣：震度６弱以上又は必要と認める場合

＜新潟・山梨・長野・静岡４県＞
「中央日本四県（新潟・山梨・長野・静岡）の災害時の相互応援等に関する協定」（H27.8月締結）
※連絡員派遣：必要と認める場合

個別協定

近隣県

＜富山県＞
「災害時の相互応援に関する協定」（H7.8月締結）
※連絡員派遣：必要と認める場合

＜石川県＞
「災害時等の相互応援に関する協定」（H8.1月締結→H26.3月再締結）
※連絡員派遣：必要と認める場合

＜山形県＞
「防災上の連携・協力に関する協定」（H18.2月締結）
※北海道・東北ブロック協定の平時の連携に関する協定

＜兵庫県＞
「防災協力及び災害時相互応援に関する協定」（H17.10月締結）
※連絡員派遣：必要と認める場合

1　災害対応業務の標準化

－積極的な被災自治体業務への支援とその準備－

2　「チームにいがた」相互応援協定

－県と市町村一体となった応援体制－

3　活動内容（R4.8月新潟県北部豪雨）

－昨年度の現地での「チームにいがた」活動状況－

チーム にいがた since 2008

新潟県 NIIGATA PREFECTURE

（１）「チームにいがた」による相互応援協定

○　**県と県内30市町村**で、大規模災害時における県内自治体間の相互応援体制を構築するとともに、県内外の被災自治体への人的応援に係る調整手続等を明確に定め、被災自治体への迅速な応援を実現することを目的に、H31年３月に**相互協定**を締結。

※県・市町村は協定締結以前から「チームにいがた」として被災地支援を実施。

協定のポイント

（趣旨）

○　県と市町村が「チームにいがた」として連携して被災市町村への人的支援を行う。
○　応急対策職員派遣制度（対口支援）に基づく県外応援にも適用

（応援対象業務）

○　県内支援　　原則として、他の仕組み（DMAT、他協定等）が対象としない業務（避難所運営、住家被害認定調査、罹災証明書発行等）のうち、被災市町村が必要とする業務
○　対口支援　　国要綱に基づく調整により応援が必要とされた業務

（応援期間）

○　　短期（発災日から１月程度）を原則とする

（県の役割）

○　　先遣隊等の派遣、情報収集、応援調整等

（市町村の役割）

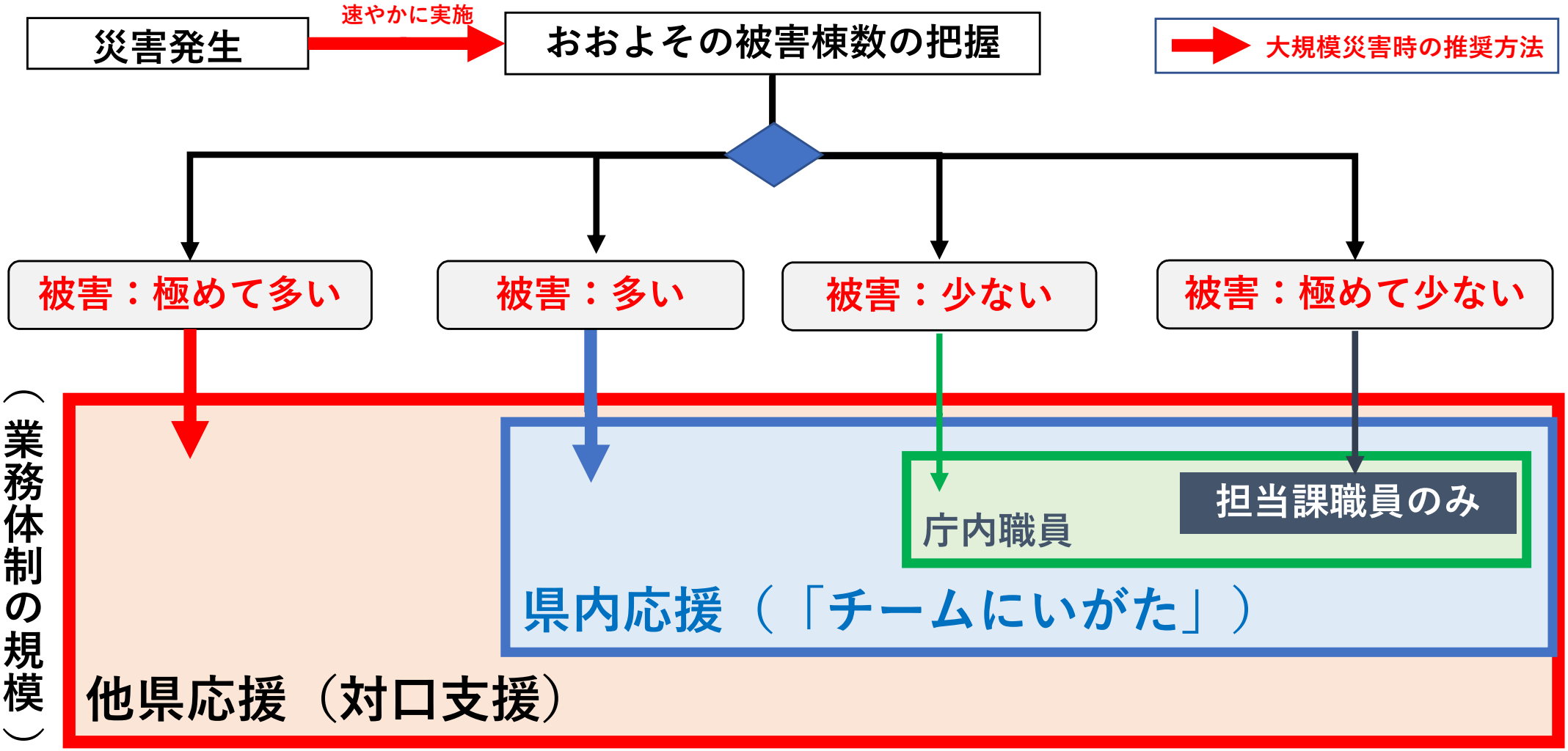
○　　応援要請等があった場合は、応援への参加を検討する

（経費負担）

○　県内応援：応援側負担（救助法に基づき求償できる費用を除く。）
○　県外応援：国要綱又は個別協定等の規定による



参考：県の役割（先遣隊による応援体制の見極め）



※市街地における河川氾濫の場合

■被害の「多少」の見極めの視点

- 大規模災害の場合、**発災から１か月以内に調査を終える**よう計画する。
- 調査班は、**１班当たり３人**を原則。 **1班当たりの1日の調査可能件数は30棟※**を目安。

例：被害棟数1万件の場合　　必要班数（＝10000件÷30日÷30件）×３人

＝　33.3人／日　⇒**「自分たち（担当課や庁内）だけで絶対に対応できるか？」**

◎担当課は調査員に加えマネジメント要員も別途必要。

（２）「チームにいがた」災害対応業務研修

○　市町村の**業務リテラシーの向上**と円滑な応援・受援の観点から業務に関する**知見を互いに共有・共通認識化**することを目的に、「チームにいがた」災害対応業務研修を企画。

○　オンライン研修にすることでより多くの職員が参加しやすくなった他、システム操作訓練は、市町村に配備した実機を使用することで災害対応の環境整備にも寄与。

①基礎編（業務の全体像と罹災証明書の基礎）

- 生活再建支援業務の全体像を理解するとともに、業務の核となる罹災証明書交付訓練を実施。
- 市町村は、受講元で、システム端末で訓練を実施することで、研修用に用意するデモ端末の数に制約されることなく、受講者全員がシステム操作を経験できる環境を実現した。



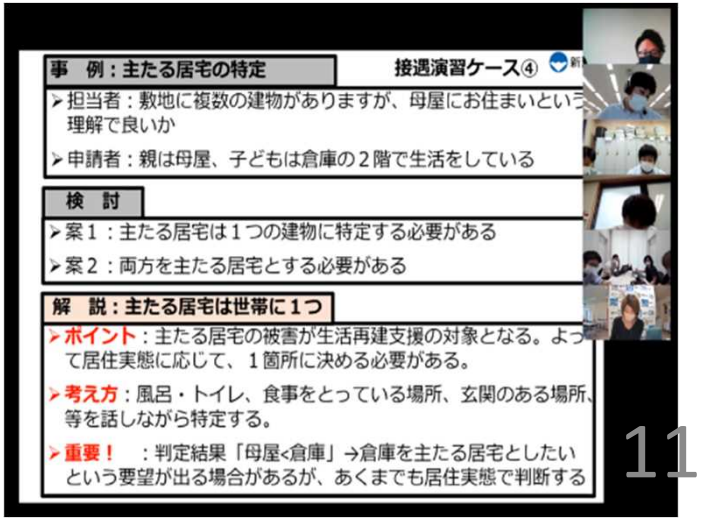
②被害認定調査編

- 地震・水害の一次調査に関する講義・調査演習。
- 演習は、住家模型を画面上に中継し、受講者は画面越しに被害認定調査に挑戦。
- 模型は数パターンの被害を演習できる組み立て型キットを富山大学の協力により制作し、受講市町村へ配付。



③罹災証明書編

- 罹災証明書交付業務の実務手順を学ぶ演習。
- 生活再建支援システムを使い、罹災証明書交付業務の応用事例を学習。
- 実際の交付窓口における被災者とのやりとりをケーススタディ（ＧＷ）により学び、実務直結のノウハウを習得、共有。



（３）被災地における業務研修（事例：R4.8月豪雨）

新潟県

資料１（新潟県）

○　応援活動初日は集合式として、「チームにいがた」の結束を固めつつ、現地研修として研究者を講師に調査の趣旨、手順、浸水深の計測方法等を説明。

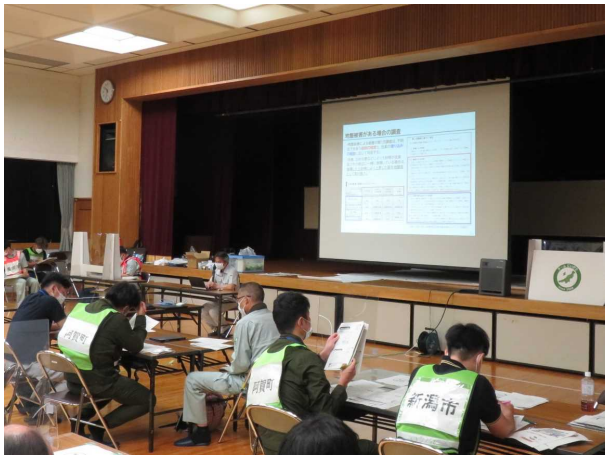
○　**現地研修は、調査員間の調査レベルの統一を図り、災害における被害の状況等を共有するもの。**そのため、調査員交代の都度実施し、全調査員の受講を必須としている。

※計３回実施











R4.8/10　現地研修会プログラム構成

- 関川村長、村上市長あいさつ
- **水害の被害認定調査の方法**
- **実際の現場状況を踏まえた**調査手順
- 班の役割分担の決定
- 担当調査地区の**現地確認**
- 班単位で**調査計画の検討**（作戦会議）





1　チームにいがた協定（経緯・内容）

－県と市町村一体となった応援体制－

2　災害対応業務の標準化

－積極的な被災自治体業務への支援とその準備－

3　活動内容（R4.8月新潟県北部豪雨）

－昨年度の現地での活動報告－

チーム にいがた since 2008

新潟県 NIIGATA PREFECTURE

（１）令和４年８月３日からの大雨災害に係る被害状況

新潟県

１　気象の状況（８日 13 時 00 分現在）

○顕著な大雨に関する新潟県気象情報（線状降水帯発生）

８月３日～４日　３回発表

○特別警報（大雨（警戒レベル５相当情報））

① 村上市　８月４日 １時 56 分発表　⇒　９時 30 分警報に切り替え
② 関川村　〃　１時 56 分発表　⇒ 11 時 30 分警報に切り替え
③ 胎内市　〃　４時 05 分発表　⇒ 11 時 30 分警報に切り替え

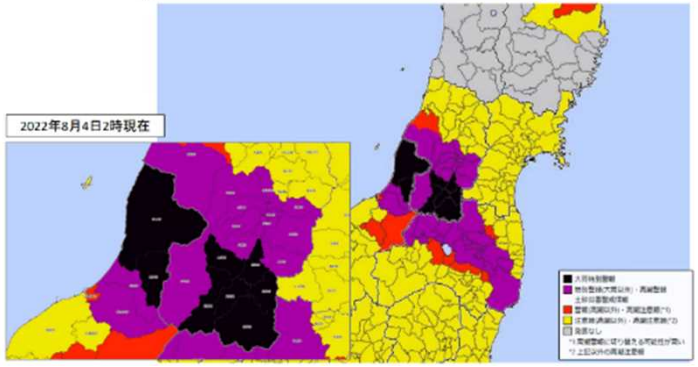
○新潟県記録的短時間大雨情報

８月３日～４日　16 回発表

○土砂災害警戒情報（警戒レベル４相当情報）

８月３日～４日　10 回発表

特別警報・警報の発表状況



図出典：気象庁



２　人的・建物被害の状況

	人的被害（人）						住宅被害（棟）						非住家被害（半壊以上）（棟）	
	計	死者	行方不明者	重傷者	軽傷者	程度不明	計	全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水	公共建物	その他
県全体	1	0	0	1	0	0	2,380	8	21	2	856	1,493	1	0
市町村別														
新潟市	0						142				41	101		
新発田市	0						46				2	44		
村上市	1			1			1,614	6	11	2	636	959		
胎内市	0						118				15	103		
阿賀町	0						1					1	1	
関川村	0						459	2	10		162	285		

○人的被害の状況

村上市　80 代　男性　土砂災害による右足骨折（重傷）











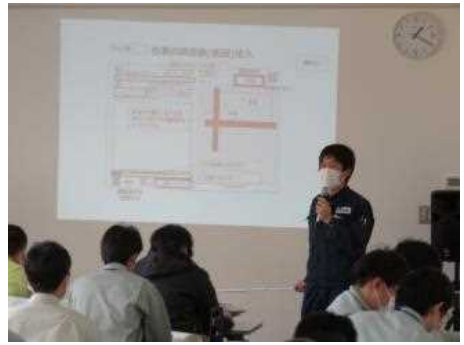


（２）新潟県（防災局）における課題と対応方針

新潟県

これまで

- 業務マネジメントは、**県防災局が**学識者の協力の下で**一手に担当**していた。
- 県外への災害支援が中心であったため、「チームにいがた」の能力（ノウハウ・マンパワー）の全部を対口支援先である**一つの被災地に投入**することができた。



今回

- **県内複数市町村が同時被災**したため、**支援の分散化**が必要であった。
- 特に、県防災局職員の人数は限られていたため、**現地におけるマネジメント業務**をどのように行うかが課題であった。
（県は、県庁災対本部における業務への対応も必要）

- ✓ **マネジメントチームに経験豊富な市町村職員が参画し、業務の企画立案を担当**
- ✓ **被災市町村間において「調整会議」を設け、ノウハウの共有を図りつつ、進捗状況を確認し、足並みを揃えて進めていく**









（３）活動実績（発災からのタイムライン）

発災からのタイムライン

８月４日	・村上市・関川村に大雨特別警報発表
８月４日	・県リエゾンを両市・村に派遣 ・**県・村上市・関川村で情報共有会議（⇒両市・村から応援要請の意向確認）** ・**対口支援を見据え、福島県へリエゾン派遣を依頼**
８月６日	・県・市町村のマネジメントチームが現着。**業務計画の立案を開始**
８月８日	・**対口支援を要請（確保調整会議）**
８月８日	・「チームにいがた」参加職員へ調査方針を説明（Web。以後、クールの度に実施）
８月10日	・**被害認定調査支援を開始**（合計３クールを編成し派遣）
８月17日	・避難所運営支援を開始
８月20日	・**罹災証明書交付支援を開始**（合計４クールを編成し派遣）
８月22日	・**被災者生活再建支援法を適用**
８月23日	・被害認定調査支援活動を終了
８月31日	・**関川村における全支援活動が終了**
９月４日	・**村上市における全支援活動が終了**

被害認定調査支援（県・24市町村）

○派遣期間：８／10～８／23

	村上市	関川村
派遣人数	121人	27人
調査住家棟数（うち、準半壊以上）	2,320棟（628棟）	969棟（174棟）

- 計22集落において全棟調査を実施（市：16、村：６）
- 県被災者生活再建支援システム（モバイルシステム）を活用し効率的に調査を推進。
- 調査棟数には、罹災証明書の申請が見込まれない非住家や無被害等の建物を含んでいる。

罹災証明書交付支援（24市町村）

○派遣期間：８／23～９／４（※関川村：～8/31）

	村上市	関川村
派遣人数	51人	30 人
居住者向交付件数（参考：準半壊以上棟数）	1,231件（628棟）	292件（174棟）

- 県被災者生活再建支援システムを用いて、居住実態を的確に捉えた罹災証明書を交付
- 準半壊以上の世帯には概ね交付が完了。

※　上記数値は、「チームにいがた」活動終了時点の実績値であり、被災市・村における調査件数や罹災証明書交付件数の最終実績値とは異なる。
※　人数は、マネジメント要員を除く。

（４）業務計画の立案

○　被災市町村の要望を踏まえながら、現地で被害認定調査の方針を立案する。**発災から１か月で罹災証明書の交付を開始することを目標**に、必要な人員・体制の検討を進めた。

被害認定調査方針（県とりまとめ）

１　調査の進め方

○　被害が多数出ている集落（別紙参照）は、網羅的・効率的に調査を進めるため、地域内の全棟を調査対象とする。

○　上記以外の集落は、申請のあった建物について調査を行う。

２　基本的な調査方法

○　内閣府発行の調査指針に基づき、外観の損傷及び浸水深による判定を基本とする。
（川の越流等の外力により家屋に一定以上の損傷が発生している場合の調査方法）

○　固定資産の減免等の支援策の今後の実施を見据え、非住家も調査対象とする。

３　調査計画

	村上市	関川村
対象棟数（概算）	住　家　約2500棟 非住家　約2200棟	住　家　約 900棟 非住家　約1000棟
調査期間	①８月10日（水）～15日（月） ②８月15日（月）～20日（土） ③８月20日（土）～25日（木）	①８月10日（水）～15日（月） ②８月15日（月）～20日（土） ③８月20日（土）～25日（木）
班体制 ※１班当たり１日：20～30件を想定	①14班・42人 ②19班・57人 ③14班・42人程度	①４班・12人 ②４班・12人

市町村	地区	集落名	建物棟数 総数	住宅	非住宅
村上市	荒川	下鍛冶屋	633	351	282
		坂町駅前	1,734	980	754
		前坪団地			
		坂町			
		坂町住宅			
		十文字			
		藤沢	462	252	210
		山口	386	218	168
		春木山	179	55	124
		花立	75	29	46
		貝附	115	62	53
		計	**3,584**	**1,947**	**1,637**
	神林	小岩内	92	41	51
		川部	151	49	102
		葛篭山	256	134	122
		平林	452	235	217
		湯ノ沢			
		計	**951**	**459**	**492**
市計			**4,535**	**2,406**	**2,129**
関川村		下関	692	353	339
		上関	313	145	168
		大島	288	123	165
		高瀬	93	47	46
		湯沢	185	73	112
		高田	245	84	161
村計			**1,816**	**825**	**991**
合計			**6,351**	**3,231**	**3,120**

４　罹災証明書交付開始時期

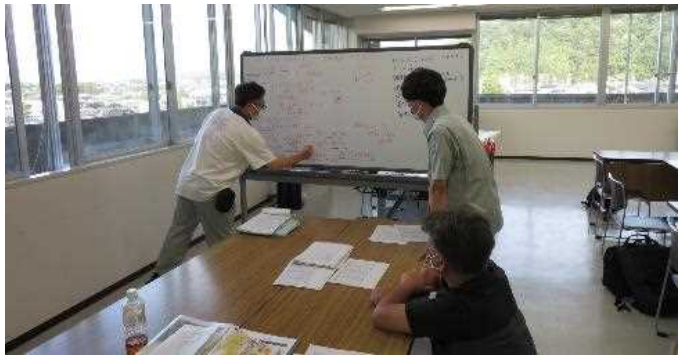
８月下旬を目標

（調査員体制）
・「チームにいがた」応援職員（県内市町村・県職員）
・福島県からの応援※：15人程度（村上市：第２クール）
※：総務省「応急対策職員派遣制度」の利用

５　その他の体制

○業務の運営サポート　　県防災局、県内市町村からの応援
○アドバイザー　　新潟大学、富山大学、MS&ADインターリスク総研







（５）業務マネジメント体制の構築

○　**マネジメントチーム**は、被災市町村の担当課と共に、効率かつ正確に調査を行い、迅速な罹災証明書交付へつなげるため、**業務の戦略立案や調査業務の運営（ロジ面）**を担当。

○　先進的・専門的な助言のための**研究者**がアドバイザーとして、生活再建支援システムの環境整備・サポートに**事業者**がシステムチームとして参加。

○　今回は、**複数市町村同時被災に伴い県内で足並みを揃えた対応**とするため、県を中心に被災市町村と**調整会議**を毎日開催し、互いの進捗共有や課題等の検討を行った。

■マネジメントチーム

新潟県　新潟市　長岡市 NAGAOKA City
上越市 JOETSU CITY　燕市　阿賀野市 Agano City
加茂市 KAMO CITY　魚沼市 Uonuma City

※県：災害対策本部（広域応援・受援調整G、生活再建支援班）
※市町村：上記市町村がローテーションで参加。掲載は参加した順番

■研究者（アドバイザー）

生きる、を支える科学技術 防災科研 NIED
真の強さを学ぶ。新潟大學 NIIGATA UNIVERSITY
富山大学 UNIVERSITY OF TOYAMA
MS&ADインターリスク総研株式会社 MS&AD INSURANCE GROUP

■システムチーム

NTT東日本　esriジャパン

被災市町村（税務課等）

- **業務方針の意思決定**
- 住民への事前周知・広報（告知端末等）・調整
- 庁内における応援職員の調整
- 「チームにいがた」の受入調整
- 現地本部等の環境整備

相互連携

新潟県・市町村

- 業務の**企画立案の助言**
- **応援職員派遣調整**
- 業務の進行管理
- 研修資料やQA集の作成

研究者・システムチーム

- 業務の**企画立案の助言**
- **調査技術の提供**
- 情報資源、システム機器の提供・サポート

（6）現地体制図

※被害認定調査の一時点（イメージ）

新潟県

県庁災害対策本部

統括調整部
●応援に係る全体方針の設定

広域応援・受援調整G
●派遣調整　●ロジ（宿泊）調整　●現地リエゾン（調査ロジ併任）

生活再建支援班
●業務進捗状況の把握、内閣府との連絡調整
●被災者生活再建支援法の適用
●県単支援制度の企画

現地統括（県管理職＋担当）
●現地業務の統括　●県災対本部との調整
●市村間の業務方針の調整

（人的支援が不要だった他の被災市町村）
新潟市　新発田市　胎内市

調整会議
●進捗状況の共有
●スケジュールの合意
●疑義案件の共有と協議

マネジメントチーム

村上市

村上市税務課
- 調整担当（県）
 - アドバイザー（学識者）
- 班長（長岡市）
 - 副班長（新潟市）
 - 調査ロジ担当（上越市他）
 - システムチーム（事業者）
 - 調査班リーダー（A市）
 - 班員（測定）（B市）
 - 班員（TB）（新潟県職員）
 - 調査班リーダー（C市）
 - 班員（測定）（D市）
 - 班員（TB）（新潟県職員）
 - 調査班リーダー（E市）
 - 班員（測定）（F市）
 - 班員（TB）（福島県職員）

対口支援リエゾン（福島県）
● 対口支援派遣職員の管理

関川村

関川村住民税務課
- 調整担当（県）
 - アドバイザー（学識者）
- 班長（新潟市）
 - 副班長（長岡市）
 - 調査ロジ担当（上越市他）
 - システムチーム（事業者）
 - 調査班リーダー（G市）
 - 班員（測定）（H町）
 - 班員（TB）（新潟県職員）
 - 調査班リーダー（I町）
 - 班員（測定）（J町）
 - 班員（TB）（新潟県職員）
 - 調査班リーダー（K村）
 - 班員（測定）（L村）
 - 班員（TB）（新潟県職員）

※TB：タブレット端末操作担当

参考：「チームにいがた」マネジメント調整会議

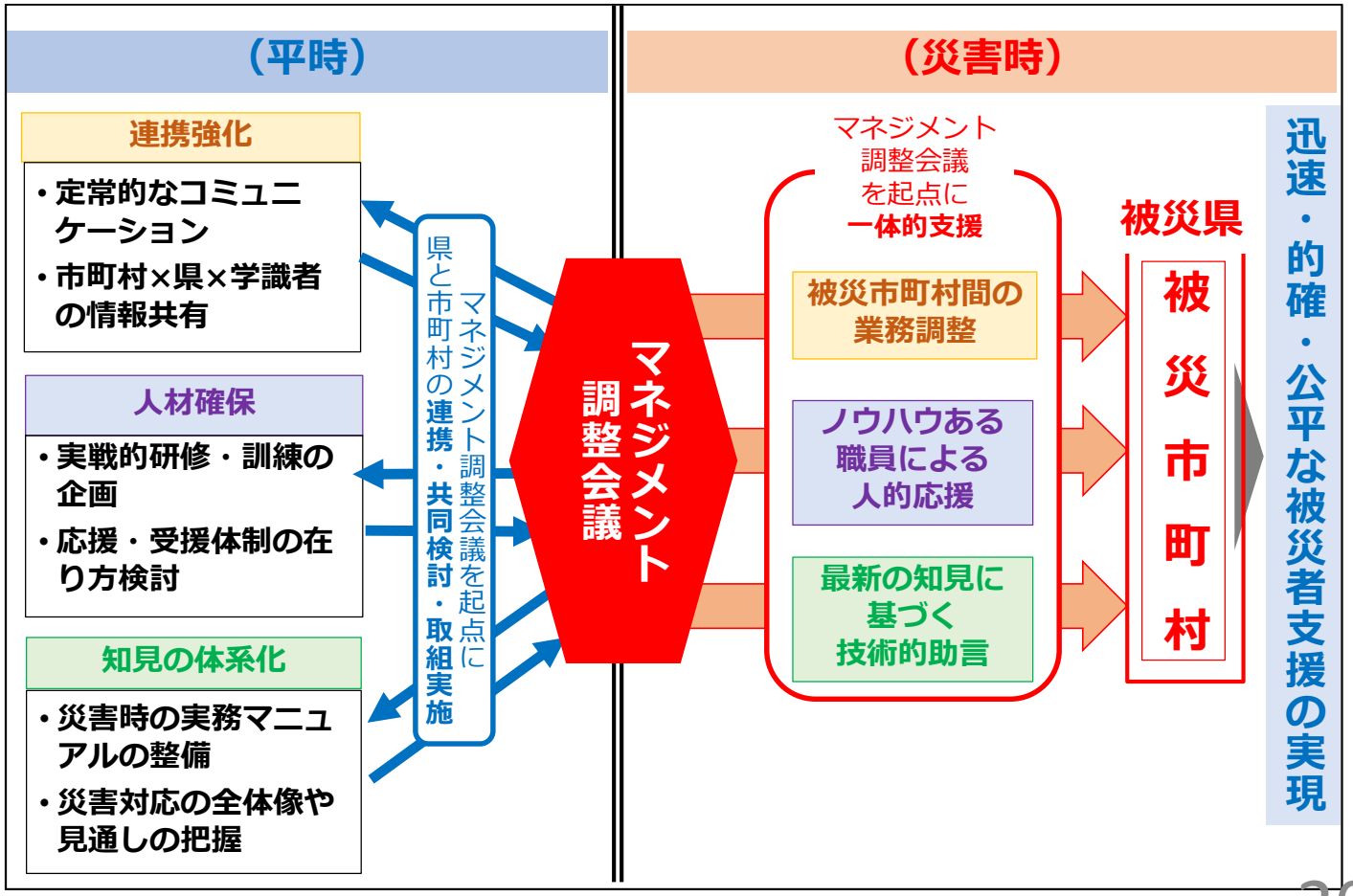
新潟県

○　**災害時に市町村の対応がまちまちとなり、罹災証明書の交付時期や判定結果にばらつきが生じることで被災者の不利益を招く**ことが懸念。

○　災害時に被災市町村の対応を調整する場として県・市町村の業務担当課長等を構成員とするマネジメント調整会議を設置。（R3.7）

「チームにいがた」マネジメント調整会議の概要

- 災害時に、被災市町村間の情報共有・業務調整を行い、市町村の業務の円滑化を図る。
- 被災市町村のニーズを把握・共有し、「チームにいがた」相互応援の効果の最大化を図る。
- 平時から、人材確保などの課題に市町村と県が共同で取り組むための協議を行い、市町村のマネジメント能力の向上を図る。



1　チームにいがた協定（経緯・内容）

－県と市町村一体となった応援体制－

2　災害対応業務の標準化

－積極的な被災自治体業務への支援とその準備－

3　活動内容（R4.8月新潟県北部豪雨）

－昨年度の現地での活動報告－

以下、参考資料

－業務オペレーション等－

チーム にいがた since 2008

新潟県 NIIGATA PREFECTURE

参考①　被害認定調査オペレーション

08:30-09:00　ミーティング

- （前日までの活動を踏まえた）調査の留意事項等を全体で共有する。
- 班ごとに本日の調査計画（どのエリアを調査するか等）を決める。

09:00-16:00　調査実施

（調査班）

- 班単位で、担当エリアの調査を進める。
- 調査上の疑問点やトラブル等が生じた場合は、事務局へ電話等で問い合わせる。

（マネジメントチーム）

- 調査班へ適宜電話等によりサポートする。調査班の疑問点はＦＡＱとして取りまとめ共有する。
- 各班の進捗状況を確認し、全体の進捗状況を整理し、調査スケジュール等の軌道修正等を行う。
- 次クールの人員調整等、今後の調査に必要な作業を進める。

16:00-16:30　調査班帰庁、調査結果の確認

- 調査票の入力漏れ、エラーチェック

16:30-17:15　ミーティング

- 調査上の疑義等について全体で共有
- 班長同士による各エリアの進捗状況の共有と担当エリアの調整
- クール最終日は、次クールとの引継ぎ













◎１日の予定終了後、マネジメントチームは、他の被災市町村と情報共有のための調整会議

参考②　罹災証明書の交付方針

新潟県

○　罹災証明書の交付方法を検討するに当たっても、両市・村間で**交付開始時期や券面の記載事項など歩調を合わせた交付方針**を定めた。

○　交付業務も「チームにいがた」として他市町村からの応援職員が担うこととなり、県及び研究者においてシステム操作を含む事前の研修を実施した。

○　生活再建支援システムの動作環境として**LGWAN回線**が必須なことを考慮し、発行会場には、支所や村民会館を選定した。（平時から交付会場の候補となる場を検討・調整することが重要）



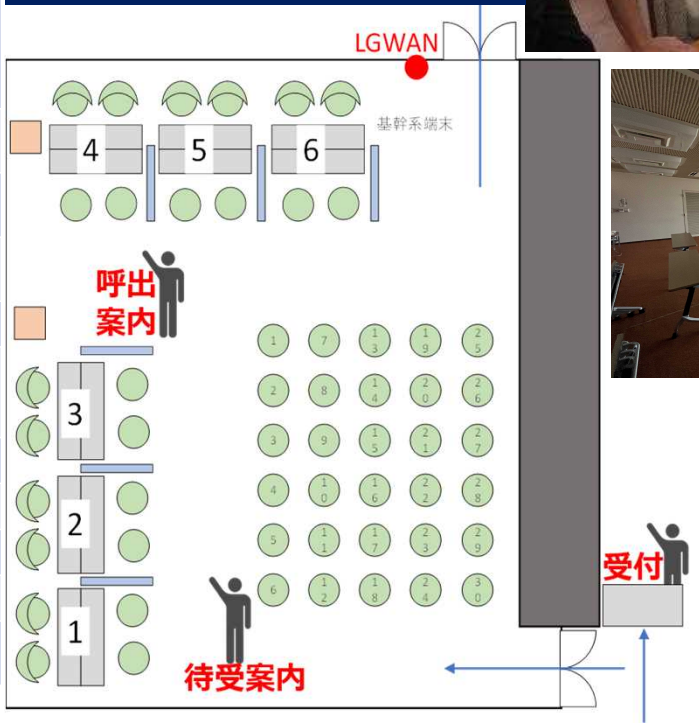




罹災証明書交付方針（県とりまとめ）

		村上市	関川村
支援期間・体制 ※初日は事前研修		①８月22日（月）～25日（木） ②８月25日（木）～28日（日） ③８月28日（日）～31日（水） ④９月３日（土）・４日（木）	①８月22日（月）～25日（木） ②８月25日（木）～28日（日） ③８月28日（日）～31日（水）
発行開始日		８月23日（火） ※一部地域から順次拡大	８月23日（火） ※集落ごとに受付日を指定
受付時間		０９：００～１７：００	０９：００～１６：００ （27日：～17:00）（28日：～15:00）
発行会場		荒川支所、朝日支所※、山北支所※ ※：市職員で対応	村民会館
発行形式		対面形式（居住実態、主たる居宅の確認を行いながら発行する）	
発行対象		住家（持家・借家） 非住家（貸家・附属屋） ※事業所・自動車・動産は「被災証明」で対応する。	
発行枚数		原則１枚（被災者各自によるコピーを認める）	
発行ツール		新潟県被災者生活再建支援システム	
券面の基本的記載事項	罹災原因	令和４年８月３日からの大雨による	
	世帯構成員	記載する（居住実態に応じて記載）	
	追加記載事項	床上浸水／床下浸水 ※浸水高は記載しない	

村上市交付会場レイアウト



参考③　罹災証明書の交付オペレーション

新潟県

○　交付初日に申請者が殺到しないよう、**地域別に交付開始日を設ける**こととした。

○　交付は**被災者と対面方式**とし、被災者と被害状況や主たる居宅の位置などを確認しながら交付した。

○　特に、**判定結果の考え方を丁寧に説明する**ことで、判定に対し被災者に納得いただけるよう留意した。

村上市の広報文

被災されたみなさま

罹災証明書の交付と各種支援制度の申請受付等について

令和4年8月3日からの大雨による災害で住家に被害を受けたみなさまを対象に、以下の日程で罹災証明書の交付を行います。また、罹災証明書の交付後に各種支援制度の説明・申請受付を行いますので、ご案内します。

1　罹災証明書（りさいしょうめいしょ）の交付について

・会　　場：村上市荒川支所　2階会議室　（村上市山口４４４番地）
・受付時間：午前９時００分～午後５時００分

開 設 日	対象町内・集落
８月23日（火）	下鍛冶屋、小岩内、川部
８月24日（水）	下鍛冶屋、坂町駅前、前坪団地、小岩内、川部、葛籠山
８月25日（木）	坂町駅前、前坪団地、坂町、蔵沢、葛籠山、湯ノ沢
８月26日（金）	坂町、蔵沢、湯ノ沢
８月27日（土）～８月31日（水）、９月３日（土）、９月４日（日）	荒川地域、神林地域の全域

※上記の集中交付期間後の交付については、９月１日市報配布と合わせてお知らせします

持参していただくもの
- **罹災証明書**（うす黄色）
 建物被害認定調査が終わった際に交付している調査票証をご持参ください
 ※対象集落でも、建物の種類によっては調査が完了していない場合があります。
- **本人確認書類**（運転免許証、保険証、マイナンバーカード等のいずれか）
- **委任状**（代理人の場合）
 本人または同居の家族以外の方がお越しになる場合は委任状が必要となります。様式は、村上市のホームページからダウンロードまたは支所窓口にありますので、事前にご用意ください。

大変混み合うことが予想されますので、時間に余裕をもってお越しください
ご不明な点等ございましたらお問い合わせください。

裏面もご覧ください

お問い合わせ先：村上市役所税務課資産税係
代表０２５４－５３－２１１１（内線　２１６１、２１６２、２１６３）

2　各種支援制度の説明・申請受付について

➡ 罹災証明書の交付後にご案内します

会　　場：村上市荒川支所　２階研修室ほか（村上市山口４４４番地）
期　　間：令和４年８月２３日（火）～８月３１日（水）、９月３日（土）、４日（日）
※上記の期間後については、９月１日市報配布と合わせてお知らせします。
受付時間：午前９時００分～午後５時３０分

持参していただくもの（被災状況により使用しないものもあります）
- 振込先の通帳
- 印鑑（認め印可、シャチハタ不可）
- マイナンバーカードまたはマイナンバー通知カード
- 交付された罹災証明書

お問い合わせ先：村上市役所災害対策本部
代表０２５４－５３－２１１１（内線４９１７）

3　その他の窓口について

①住宅相談（新潟県建築士会、新潟県建築組合連合会）
会　　場：村上市荒川支所　２階（村上市山口４４４番地）
期　　間：令和４年８月２３日（火）～８月３１日（水）、９月３日（土）、４日（日）
受付時間：午前９時００分～午後５時３０分

②賃貸型応急仮設住宅の受け付け
会　　場：村上市荒川支所　１階ホール（村上市山口４４４番地）
期　　間：令和４年８月２３日（火）～８月３１日（水）、９月３日（土）、４日（日）
受付時間：午前９時００分～午後５時３０分
対　　象：応急修理期間中などに賃貸型応急仮設住宅（アパート等）の入居を希望される方（罹災証明書発行前でも受け付けます）
問い合わせ：村上市役所都市計画課建築住宅室
代表　０２５４－５３－２１１１（内線５３１０）

③健康相談（保健師、看護師）
会　　場：村上市荒川支所　１階ホール（村上市山口４４４番地）
期　　間：令和４年８月２３日（火）～８月３１日（水）
受付時間：午前９時００分～午後４時００分













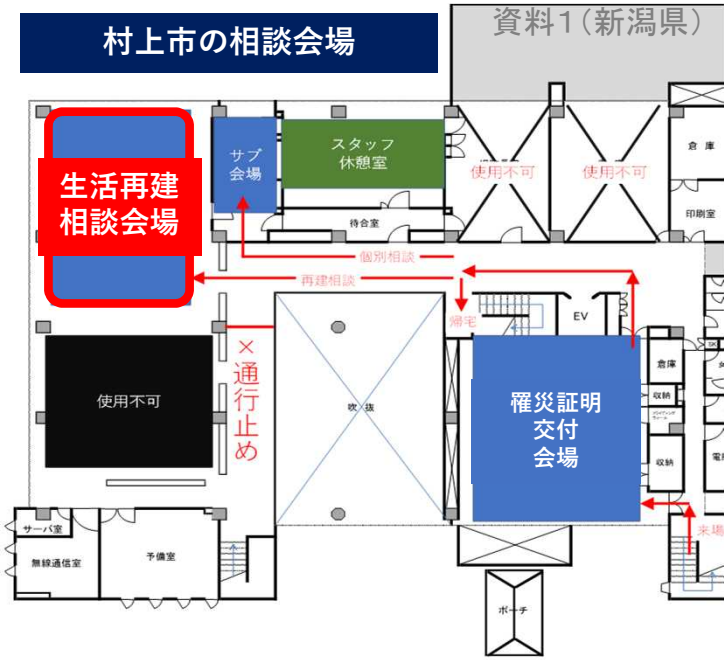
参考④　被災者への相談窓口設置と被災者台帳の作成

○　「チームにいがた」では、**「支援を受けるべき被災者を一人も取り残さない」ことを業務の目標**に掲げている。

○　罹災証明書交付会場に、**被災者のための総合相談や支援手続きを行う会場を併設**し、確実に支援に結び付く体制を構築した。

○　各種支援の実施には、関係課による**被災者台帳**の作成・共有が不可欠となるため、**防災担当課が対象課を調整**し、システム操作研修を実施した。

村上市の相談会場















関川村の相談会場

